

## 申請に対する処分個別票

所管局部課 (担当)名 (電話番号)	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	医療法人設立時の理事数の例外認可
概要	医療法人には、役員として理事を3人以上必要としていますが、やむを得ず2人(理事長を含む)とする場合は、大阪市保健所長の認可が必要となります。
根拠法令等 及び条項	医療法第46条の5第1項
審査基準	「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和61年6月26日健政発第410号厚生省健康政策局長通知)による。
標準処理期間	120日 (ただし、本件は医療法人新規設立時にのみ申請できるもので、大阪府医療審議会の開催日程により処理期間が大きく変動する場合があります。)
経由日数	なし
提出先	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ
提出時期	年2回 (大阪府医療審議会の開催日程により提出時期が変動します。)
提出方法	医療法人の理事数の例外認可申請書及び添付書類を、健康局保健所保健医療対策課へ提出してください。 ただし、大阪府と大阪市との申し合わせにより、この申請は医療法人設立時にのみ認めており、既に運営されている医療法人からの変更申請は認めておりません。また、病院を運営する医療法人については、設立時においても認めておりません。
手数料	無
相談窓口	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000089534.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000089534.html</a>
備考	